

葉山町災害復旧援助資金の貸付けに関する条例の一部を  
改正する条例

葉山町災害復旧援助資金の貸付けに関する条例（昭和54年葉山町条例  
第26号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和元年6月12日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

災害復旧援助資金の貸付けの利率、償還等について、所要の改正を行  
う必要があるため、提案するものであります。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町災害復旧援助資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

葉山町災害復旧援助資金の貸付けに関する条例(昭和54年葉山町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第5条中「災害復旧援助資金は、葉山町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例」を「この条例の規定による災害復旧援助資金の貸付けは、葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例」に、「第3章」を「第4章」に、「この条例の規定による災害復旧援助資金の貸付けは」を「、これを」に改める。

第8条中「据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年3パーセント」を「無利子」に改める。

第9条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第2項ただし書中「貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも」を削り、「ができる」を「を妨げない」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

第12条中「14.6パーセント」を「5パーセント」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「当該」の次に「災害復旧援助資金の」を加え、ただし書を削り、同条を第12条とする。

第14条第2項を削り、同条を第13条とし、第15条を第14条とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日以後に生じた災害から適用する。

# 条例の概要

## 題名

葉山町災害復旧援助資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣旨

災害復旧援助資金の貸付けの利率、償還等について、所要の改正を行うこととした。

## 2 内容

- (1) 災害復旧援助資金における据置期間経過後の利率を無利子とすることとした。
- (2) 災害復旧援助資金の償還方法について、半年賦償還及び月賦償還を追加することとした。
- (3) 災害復旧援助資金の保証人について、不要とすることとした。
- (4) 災害復旧援助資金の違約金の率について、延滞元利金額につき、年14.6パーセントを年5パーセントとすることとした。
- (5) その他所要の改正を行うこととした。

## 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日以後に生じた災害から適用することとした。

葉山町災害復旧援助資金の貸付けに関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町災害復旧援助資金の貸付けに関する条例 昭和54年11月1日条例第26号 (貸付け制限等)</p>	<p>葉山町災害復旧援助資金の貸付けに関する条例 昭和54年11月1日条例第26号 (貸付け制限等)</p>
<p>第5条 この条例の規定による災害復旧援助資金の貸付けは、葉山町災害甲慰金の支給等に関する条例(昭和49年葉山町条例第28号)第4章に規定する災害援護資金の貸付けの適用がある災害については、<u>これを行わないものとする。</u></p>	<p>第5条 災害復旧援助資金は、葉山町災害甲慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和49年葉山町条例第28号)第3章に規定する災害援護資金の貸付けの適用がある災害については<u>この条例の規定による災害復旧援助資金の貸付けは行わないものとする。</u></p>
<p>(利率) 第8条 災害復旧援助資金は、<u>無利子とする。</u></p>	<p>(利率) 第8条 災害復旧援助資金は、<u>据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年3パーセントとする。</u></p>
<p>(償還等) 第9条 災害復旧援助資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u> 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、<u>繰上償還をすることを妨げない。</u></p>	<p>(償還等) 第9条 災害復旧援助資金は、<u>年賦償還とする。</u> 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、<u>貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</u></p>
<p>(削除) 第10条 (略)</p>	<p>(保証人) 第10条 <u>災害復旧援助資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。</u> 2 <u>前項の保証人は、災害復旧援助資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は第12条の規定による違約金を包含するものとする。</u></p>
<p>(違約金) 第11条 町長は、災害復旧援助資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、<u>年5パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日</u></p>	<p>(違約金) 第11条 (略)</p>
<p>第12条 町長は、災害復旧援助資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、<u>年14.6パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期</u></p>	<p>第12条 町長は、災害復旧援助資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、<u>年14.6パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期</u></p>

改正後	改正前
<p>に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。</p>
<p>(償還免除)</p>	<p>(償還免除)</p>
<p><u>第12条</u> 町長は、災害復旧援助資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい傷害を受けたため、災害復旧援助資金を償還することができなくなったと認められるときは、当該災害復旧援助資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。</p>	<p><u>第13条</u> 町長は、災害復旧援助資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい傷害を受けたため、災害復旧援助資金を償還することができなくなったと認められるときは、当該償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、第10条に規定する保証人が償還することができる<u>と認められる場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(償還金の支払猶予)</p>	<p>(償還金の支払猶予)</p>
<p><u>第13条</u> (略)</p>	<p><u>第14条</u> (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害復旧援助資金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであった貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。</u></p>
<p><u>第14条</u> (略)</p>	<p><u>第15条</u> (略)</p>